

誘導施設

区分	誘導施設	定義
医療施設	津島市民病院	津島市民病院事業の設置等に関する条例に定める「津島市民病院」
社会福祉施設、 高齢化の中で 必要が高まる施設	総合保健福祉センター	津島市総合保健福祉センターの設置及び管理に関する条例に定める「津島市総合保健福祉センター」
	南文化センター	津島市南文化センターの設置及び管理に関する条例に定める「津島市南文化センター」
子育て支援施設	子育て支援センター	児童福祉法第21条の8に基づき津島市が設置する「子育て支援センター」
教育施設	看護専門学校	津島市立看護専門学校の設置及び管理に関する条例に定める「津島市立看護専門学校」
	専門学校	学校教育法第124条に規定される「専修学校」
	大学 短期大学	学校教育法第83条に規定される「大学」、また、「大学」のうち、学校教育法第108条に規定される「短期大学」
文化施設	文化会館	津島市文化会館の設置及び管理に関する条例に定める「津島市文化会館」
	観光交流センター	津島市観光交流センター条例に定める「津島市観光交流センター」
	歴史に触れられる 文化施設	都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱「表1(市町村等が実施する事業の交付対象事業)」に記載される11.高次都市施設の以下に該当する機能を持つ施設 ・地域交流センター ・観光交流センター ・まちおこしセンター
商業施設	大型小売店	大規模小売店舗立地法第2条の規定により定められた大規模小売店舗のうち、店舗面積 1500 m ² を超え、食品を扱う商業施設
行政施設	津島市役所	津島市役所の位置を定める条例に定める「津島市役所」
津島市独自施設	天王川公園※	都市計画公園 5・5・101 天王川公園
	津島神社※	津島神社境内の施設
	コンベンションや飲食機能を含んだホテル等の複合施設	商業、飲食、集会、宿泊機能等から構成される複合施設
	子育て世代の活動支援を行うための機能と他機能が複合した施設	都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱第1条の3第4項に規定される以下に該当する子育て支援施設が複合された施設をいう。 ・乳幼児一時預かり施設(一時預かり事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。) ・こども送迎センター(広域的保育所等利用事業実施要綱等の国が定める基準に従い施設を整備・運営するものに限る。)
	事務所※	働く場の確保に資するオフィスなどの事務所 ただし、製造業の事務所は除く

※印については、法定の誘導施設ではないため、届出不要です。